

令和 8 年 3 月 8 日 執行予定
石 川 県 知 事 選 挙

指定病院等における不在者投票事務取扱要領

石川県選挙管理委員会

目	次	ペー ジ
第1 不在者投票制度	1
第2 不在者投票を取り扱うことができる施設	1
第3 不在者投票管理者	2
第4 不在者投票管理者の主たる事務	2
第5 不在者投票管理者としての留意事項	2
第6 不在者投票をすることができる者	3
第7 投票用紙及び投票用封筒の請求の方法	3
1 選挙人が自ら請求する方法	3
2 指定病院等の院長若しくは長又はその代理人が選挙人に代わって 請求する方法（一括請求）	4
3 住所を移した選挙人から請求の依頼があった場合	4
4 選挙人が船員である場合の請求の方法	4
第8 投票用紙及び投票用封筒の交付	5
第9 不在者投票をすることができる期間	6
第10 投票記載場所の設備	6
第11 不在者投票の方法	6
1 不在者投票をさせる前にすべき事項	6
2 不在者投票の手続	6
第12 立会人の立会い	8
第13 不在者投票の送致	9
第14 投票用紙及び投票用封筒の返還、交換又は再交付	9
第15 投票用紙及び投票用封筒の種別	10
第16 経費の請求	10
○ 不在者投票の手続の概略	24
○ 市町選挙管理委員会連絡先一覧	25
○ 不在者投票事務チェックリスト	26
○ 不在者投票に関する報告書	28

指定病院等における不在者投票事務取扱要領

第1 不在者投票制度

不在者投票は、選挙の当日、法律で定められた一定の事由に該当することが見込まれる選挙人のために、選挙期日の前でも投票することができるようと考えられた制度である。

その手続は、特に厳格に定められているが、これは一般の投票の例外の制度であるとともに、その投票手續が長期にわたって行われるので、選挙の公正を確保するためには致し方ないことである。

第2 不在者投票を取り扱うことができる施設

- 1 不在者投票を取り扱うことができる施設とは、県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設並びに船舶、国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち国立保養所、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所をいう。
- 2 県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設とは、医療法第1条の5に規定する病院のうち、20人以上の患者を入院させるに足るベッドを有する病院、又は介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設並びに同法第8条第29項に規定する介護医療院のうち、20人以上の老人並びに要介護者を入所させるに足るベッドを有する施設、老人福祉法第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び同法第29条に規定する有料老人ホームのうち、入所定員が20人以上の老人ホーム、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第28項に規定する福祉ホームのうち、20人以上の人員を入所（通所者を含めない。）させることができる施設で、専ら身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者を入所させる施設又は生活保護法第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設のうち、20人以上の人員を入所（通所者を含めない。）させることができる施設で、県の選挙管理委員会が指定した施設をいう。

本項以下は、上記に掲げる施設のうち、県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設における手續について説明するものとし、これらの各施設を「指定病院等」と総称する。

第3 不在者投票管理者

- 1 不在者投票は、不在者投票管理者の管理のもとに執行されるものであるが、指定病院等に入院（所）中の選挙人の不在者投票については、その病院の院長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長が不在者投票管理者となる。
- 2 指定病院等の院長若しくは長が候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることができない。
- 3 不在者投票管理者となるべき指定病院等の院長又は長が、前記2に該当することとなった場合又は事故があり、若しくは欠けた場合は、その指定病院等の院長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となる。（病院については、医師又は歯科医師以外の者でも可（令和4年4月6日施行の公職選挙法施行令の改正））

（行政実例）

- 1 不在者投票管理者は、不在者投票に係る事務を他人に委任することはできない。
- 2 指定病院の院長が、やむを得ない用務のため長期出張中等の場合は、その院長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となる。

第4 不在者投票管理者の主たる事務

- 1 不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定権を持つこと。
- 2 不在者投票事務に従事する者を指揮監督して、不在者投票事務全般を管理執行すること。
 - (1) 選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求すること。
 - (2) 交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を選挙人に渡すこと。
 - (3) 投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること。
 - (4) 立会人を選任し、不在者投票に立ち会わせること。
 - (5) 不在者投票記載場所の設備をすること。
 - (6) 代理投票の申請があった場合、その許否を決定すること。
 - (7) 投票済みの不在者投票を、その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町の選挙管理委員会の委員長に送致すること。

第5 不在者投票管理者としての留意事項

- 1 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることができない。
- 2 不在者投票は、選挙期日の前に選挙人に投票させる例外的な取扱いであるから、特にその取扱いは厳格にし、前もって事務全体についての計画を立て、円滑な事務の処理ができるよう、準備をしておくこと。
- 3 不在者投票の取扱事務について疑義が生じたときは、過去の経験や自己の判断のみで処理することなく、県又は市町の選挙管理委員会に確認するなどして的確に処理

すること。

- 4 不在者投票事務の管理執行に当たっては、自由、公正、平等を旨とし、投票の秘密保持に細心の注意を払い、選挙人に威圧を加えることのないよう配慮すること。
- 5 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者に対しては、公職選挙法において、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、投票偽造・増減罪、立会人の義務を怠る罪などの罰則が規定されているが、これらの条項に触れることのないように注意すること（11ページ参照）。

第6 不在者投票をすることができる者

選挙の当日、次の1又は2に該当すると見込まれる者であること。

なお、成年被後見人の選挙権が回復され、投票ができることに留意されたい。

- 1 指定病院等に入院（所）中の者で、疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため又は産褥にあるため、歩行が困難な者

選挙人が疾病、負傷等により歩行が困難であるときは、選挙の当日にこれらの理由により歩行が困難であると見込まれる場合をいうものであり、不在者投票を行うとき現に歩行が困難でなくても該当する。例えば、選挙の当日は手術後で歩けないため、その前の歩行可能なときに投票しようとする場合等である。

- 2 指定病院等に入院（所）中の者で、指定病院等の所在地の属する投票区以外の投票区の選挙人名簿に登録されている者

この場合は、歩行が困難でなくとも指定病院等で不在者投票ができる。

（行政実例）

病院長のもとで不在者投票ができるのは、入院中の患者に限られる。したがって、患者の付添人等は、病院長のもとでは不在者投票はできない。

第7 投票用紙及び投票用封筒の請求の方法

投票用紙及び投票用封筒を請求する方法には、選挙人（入院患者又は入所者）が自ら請求する方法と、指定病院等の院長若しくは長又はその代理人が選挙人に代わって請求する方法がある。

- 1 選挙人が自ら請求する方法

指定病院等に入院（所）中の選挙人が、指定病院等の院長若しくは長又はその代理人に依頼しないで、自ら自分の登録されている選挙人名簿の属する市町の選挙管理委員会の委員長に対し、「宣誓書（請求書）」（別記様式4（15ページ））により直接に、又は郵便等で請求することができる。

（注）不在者投票をしようとする指定病院等の名称及び目が見えないため点字により投票しようとする場合は、その旨を「宣誓書（請求書）」に記載しなければならない。

2 指定病院等の院長若しくは長又はその代理人が選挙人に代わって請求する方法 (一括請求)

指定病院等の院長若しくは長又はその代理人は、指定病院等に入院（所）中の選挙人から不在者投票をすることについて投票用紙及び投票用封筒の請求の依頼があり、かつ、その者が不在者投票事由に該当する場合においては、その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町の選挙管理委員会の委員長に対し、「請求書」(別記様式5(16ページ))により、直接に、又は郵便等で請求することができる。

この場合、不在者投票管理者が不在者投票事由の存在を認めて投票用紙等の請求をしていることから、前記1の「宣誓書（請求書）」ではなく、この「請求書」を使用することとなる。「請求書」は、県の選挙管理委員会から交付する。

なお、請求をする場合においては、選挙人が当該指定病院等において投票しようとする旨の申立てを要する。また、選挙人が目が見えないために点字により投票しようとする旨の申立てがあるときは、その旨を「請求書」の備考欄に明記しなければならない。

3 住所を移した選挙人から請求の依頼があった場合

県内の市町の選挙人名簿に登録されている選挙人で、県内の他の市町に住所を移し(県内であれば複数回の移転でも可能)、令和7年12月2日以降に転入届をした者は、選挙人名簿に登録されている市町の選挙管理委員会の委員長に対して投票用紙等を請求することになる。

この場合、投票用紙等の請求に当たっては、「請求書」に併せて最寄りの市町長の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の添付、または引き続き県内に住所を有することに関する確認申請が必要である。

4 選挙人が船員である場合の請求の方法

(1) 選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員

選挙人が船員であり、選挙人名簿登録地の市町の選挙管理委員会が発行する選挙人名簿登録証明書(別記様式8(18ページ))の交付を受けているときは、船員が選挙人名簿に登録されている市町の選挙管理委員会の委員長に対して行う場合と総務省令で指定されている指定市町村(5ページ留意事項の3参照)の選挙管理委員会の委員長に対して行う場合の二通りの方法がある。

ア 選挙人名簿登録地の市町の選挙管理委員会の委員長に対してする場合

選挙人が自ら請求する方法及び指定病院等の院長若しくは長又はその代理人が選挙人に代わって請求する方法のいずれの場合においても、前記1の「宣誓書（請求書）」(一括請求の場合は前記2の「請求書」のみ)のほか、船員の選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

イ 指定市町村の選挙管理委員会の委員長に対してする場合(一括請求の場合のみ)

前記アのほかに船員手帳の提示が必要である。

(2) 選挙人名簿登録証明書の交付を受けていない船員

この場合は、一般の選挙人と同じ扱いであり、前記1又は2によることとなる。

(留意事項)

- 1 指定病院等に入院（所）中の選挙人からの請求の依頼は、厳正な取扱いが要求される選挙事務の性格上、選挙人の請求の意思を明確にするために、別記様式1（12ページ）に準じた様式による依頼書を徴することを原則とし、別記様式2（13ページ）に準じた不在者投票事務処理簿により処理経過を整理すること。

なお、選挙人の依頼がないにもかかわらず不在者投票管理者が投票用紙等を請求することはできない。

- 2 入院（所）中の選挙人については、なるべく第7の2の一括請求の方法によって行うことが望ましいこと。

- 3 総務省令で定める指定市町村とは、石川県では次の11市町である。

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市
志賀町、宝達志水町、穴水町、能登町

第8 投票用紙及び投票用封筒の交付

前記第7の各号により請求を受けた市町の選挙管理委員会から、次に掲げる投票用紙等が交付、又は郵送される。

請求の方法	交付されるもの	交付を受ける者	備 考
1 選挙人が自ら請求した場合	・投票用紙 ・投票用封筒（外封筒、内封筒） ・不在者投票証明書	請求をした本人	点字投票の申立てをした者は、投票用紙に <u>点字投票</u> の押印又は印刷がしてある。
2 指定病院等の院長等が選挙人に代わって請求した場合	・投票用紙 ・投票用封筒（外封筒、内封筒）	請求をした指定病院等の院長等	点字投票の申立てをした者は、投票用紙に <u>点字投票</u> の押印又は印刷がしてある。
2のうち選挙人が船員である場合の請求	・投票用紙 ・投票用封筒（外封筒、内封筒）	請求をした指定病院等の院長等	請求の際、提示した選挙人名簿登録証明書及び船員手帳が併せて返付されてくる。

(留意事項)

指定病院等の院長若しくは長又はその代理人が請求し、交付を受けた投票用紙及び投票用封筒（外封筒・内封筒）は、直ちに選挙人に渡さなければならないが、この場合は、交付後直ちに投票が行われるよう取り扱うこと。

第9 不在者投票をすることができる期間

不在者投票をすることができる期間は、選挙期日の告示の日の翌日から選挙期日の前日までの毎日午前8時30分から午後5時までの間である。

・石川県知事選挙 令和8年2月20日から3月7日まで

したがって、選挙人から不在者投票をしたい旨の申出があった場合、この期間内及び時間内であれば、日曜日、祝日その他勤務を要しない日であっても、不在者投票管理者はこれを行わせなければならない。

なお、投票用紙及び投票用封筒の請求は告示日の前でもできる。

第10 投票記載場所の設備

- 1 不在者投票管理者は、投票記載場所を設けるときは、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密保持に留意し、また、投票用紙の交換その他不正行為が行われることがないよう相当の設備をすること。
- 2 投票記載場所には、選挙運動用ポスター又は候補者の氏名等を記載したポスター等は掲示できないので注意すること。
- 3 投票記載場所及び投票記載所は、別記様式3（14ページ）に準じて整備すること。

第11 不在者投票の方法

- 1 不在者投票をさせる前にすべき事項

- (1) 投票用紙等の確認

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるかどうか、提示した者が選挙人かどうかを確認すること。

- (2) 不在者投票証明書の確認

選挙人が自ら投票用紙等を請求した者であるときは、不在者投票証明書が在中する封筒（別記様式7（17ページ））を提出させ、その封筒が開封されていないか、不在者投票証明書（別記様式6（17ページ））が所定のものであるかを確認すること。

不在者投票証明書が在中する封筒が、その提出前に開封されていたときは、理由のいかんを問わず投票させることはできないので注意すること。

- 2 不在者投票の手続

- (1) 通常の投票の方法

選挙人は、不在者投票管理者から投票用紙及び投票用封筒の交付を受け、

- ① 投票記載所において、投票用紙に候補者1人の氏名を記載し、
 - ② これを投票用内封筒に入れて封をし、

- ③ さらに投票用外封筒に入れて封をし、
- ④ 外封筒の表面に署名をして不在者投票管理者に提出する。

(別記記載例① (20ページ) 参照)

なお、点字投票の場合は、外封筒の署名についても点字で行うこととなるが、この際に投票用紙を損傷するおそれがあるので、内封筒を外封筒に入れる前に行う。提出を受けた不在者投票管理者は、外封筒の表面に選挙人の署名がなされているかどうかを確認し、署名がもれている場合であっても選挙人に代わって記載することなく、その旨を選挙人に告げ、必ず選挙人自身に署名させること。

(2) 代理投票の方法

心身の故障その他の事由により、自書することができない選挙人から代理投票の申請があったときは、

- ① 不在者投票管理者は、その事由があると認めるときは、後述する立会人の意見を聞いて、不在者投票の事務に従事する者の中から、補助者2人を定め、
- ② 補助者2人が選挙人本人の意思を確実に確認したうえで、
- ③ そのうちの1人の立ち会いの下、他の1人が投票記載所で選挙人の指示する候補者の氏名を投票用紙に記載し、
- ④ これを投票用内封筒に入れて封をし、
- ⑤ さらに投票用外封筒に入れて封をし、
- ⑥ 外封筒の表面に選挙人の氏名を記載して不在者投票管理者に提出する。

(別記記載例② (21ページ) 参照)

なお、不在者投票管理者が代理投票の事由がないと認めたときは、立会人の意見を聞いて代理投票を拒否することができる。

(留意事項)

投票はあくまでも選挙人本人の自由意思に基づくものでなければならないものであり、代理投票においては、以下の点に留意すること。

- 1 補助者が代理投票の事務を遂行するに当たっては、選挙人や投票立会人等から疑惑をもたれないように十分注意すること。
- 2 補助者が選挙人に候補者の氏名等を確認するときは、特に慎重を要するものであり、選挙人本人の意思を確実に確認すること。
- 3 補助者が選挙人本人の意思を確認できないときは、投票できない。
- 4 一人の補助者のみで代理投票を行うことはできない。
- 5 不在者投票管理者又は立会人は代理投票の補助者と兼ねることはできない。

(3) 代理投票の仮投票の方法

代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき又は代理投票をさせることについて立会人に異議があるときは、代理投票の仮投票をさせることとなる。この場合の投票の方法は、前記(2)の代理投票の方法によるが、代理投票の補助者2人のうち投票用紙に候補者の氏名を記載した者に、その補助者自身の氏名を投票用外封筒の表面の左下に記載させなければならない(別記記載例③(21ページ)参照)。

(行政実例・留意事項)

1 投票は、原則として投票記載場所においてすべきであるが、重病人等歩行が困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会いがある限り、ベッドの上ですることもできる。

なお、この場合には、ベッドのある室内に選挙運動用ポスターその他候補者の氏名の記載のあるポスターの類は掲示できないので注意すること。また、投票の秘密保持に十分留意すること。

2 指定病院等の長が選挙人に代わって不在者投票の投票用紙等の請求をした後、その選挙人が指定病院等を変更したとしても、先に交付を受けた投票用紙等を用いて変更後の指定病院等での不在者投票はできない。

3 指定病院等に入院(所)中の選挙人が自ら投票用紙等の請求をした場合は、当該指定病院等のほか、現に所在し、又は居住する地の市町(選挙人名簿登録市町を除く。)において不在者投票をすることができる。選挙人名簿登録市町においては、不在者投票用として交付を受けた投票用紙等を期日前投票所又は投票所の投票管理者に返還して、期日前投票又は選挙当日投票をすることができる。

第12 立会人の立会い

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する者を立ち会わせなければならない。立会人は、最低1人が立ち会うことを必要とし、立会人がいない状態で行われた投票は無効とされるものである。不在者投票に立ち会った立会人は、その投票用外封筒の裏面に署名をしなければならない。この場合、ゴム印等は使用できない。

立会人は不在者投票の立ち会いを行うことが職務であり、不在者投票事務には一切従事することができない。

なお、不在者投票管理者は、市町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないと規定されており、当該指定病院等が所在する市町の選挙管理委員会と必要な連絡、調整等を行い、適切に対応されたい。

(行政実例)

- 1 不在者投票管理者若しくはその補助者又は代理投票の補助者は、立会人と兼ねることはできない。
- 2 立会人は選挙権を有すれば足り、選挙人名簿に登録されていること又は当該選挙の選挙権を有していることは必ずしも必要ではない。

第13 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、投票を終えた選挙人から投票用封筒を受け取った場合においては、投票用封筒を次に掲げる要領により処理し、その選挙人の属する市町の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等で送付しなければならない。

- 1 投票用外封筒の裏面に、投票した年月日及び投票場所を記載する。
- 2 不在者投票管理者の職名及び氏名を記入する。この場合は、ゴム印等を使用しても差し支えない。
- 3 前記1及び2の手続を終えた投票用封筒を、不在者投票証明書（選挙人が自ら投票用紙等を請求した場合のみ）とともに、他の適当な封筒（別記様式10（23ページ））に入れて封をし、その表面に「投票在中」の旨を朱書し、その裏面に指定病院等の名称及び不在者投票管理者の氏名を記入して印を押す。不在者投票管理者の氏名が署名であれば印は署名に替えることもできる。

(留意事項)

- 1 選挙人が行った不在者投票は、不在者投票管理者である指定病院等の院長又は長から選挙人の属する市町の選挙管理委員会の委員長を経て、その所属する投票区（当該投票区に係る指定投票区が指定されている場合は当該指定投票区）の投票管理者に送致されるが、投票所を閉じる時刻までに到達しないと受理されないので、送致する場合は相当の余裕をもって送付すること。
- 2 不在者投票を送致する際は、不在者投票の処理経過を整理した**不在者投票事務処理簿**（別記様式2（13ページ））の写しを併せて送付すること。
- 3 船員の不在者投票の処理については、一般の不在者投票の場合と投票用外封筒の裏面の記載事項は相違するが、これについては、別記記載例⑤（22ページ）を参照すること。

第14 投票用紙及び投票用封筒の返還、交換又は再交付

1 選挙人が、投票を行う前に

- ① 退院又は退所した場合
- ② 他の施設に移った場合
- ③ 死亡した場合等の事由により不在者投票を行うことができない者となったとき

④ 不在者投票をしなかったとき

は、投票用紙及び投票用封筒をその交付を受けた市町の選挙管理委員会に返還しなければならないとされており、勝手に破棄してはならない。

- 2 交付を受けた投票用紙及び投票用封筒が汚損又は破損したときは、交付を受けた市町の選挙管理委員会に理由を付して交換を請求することができる。
- 3 投票用紙及び投票用封筒は、紛失しても再交付は受けられない。

第15 投票用紙及び投票用封筒の種別

区分	種別	投票用紙	投票用封筒
石川県知事選挙		白色紙に黒刷り	薄茶色紙に黒刷り

(注) 一般用の投票用紙は、B Pコート紙を使用しており、水、つば等を使って枚数計算等を行うと密着する場合があるので注意すること。

点字用の投票用紙は、再生上質紙を使用している。

第16 経費の請求

指定病院等の院長若しくは長又はその代理人は、所定の手続を終えたときは、直ちに不在者投票に関する報告書（28ページ及び29ページの様式）により、不在者投票経費の算出基礎となる実際に不在者投票をした選挙人数を石川県選挙管理委員会委員長あて報告すること。

また、市町選挙管理委員会が選定した立会人を立ち会わせ、指定病院等が当該立会人に対して謝金及び旅費を支払った場合は、「市町選挙管理委員会が選定した不在者投票立会人に関する報告書」（30ページの様式）を併せて石川県選挙管理委員会委員長あて報告すること。

○石川県選挙管理委員会

・住 所 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部市町支援課内

・電話番号 076-225-1282

参考《公職選挙法抜粋》

(職権濫用による選挙の自由妨害罪)

第226条 選挙に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて公職の候補者若しくは選挙運動者に追随し、その居宅若しくは選挙事務所に立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、4年以下の禁錮に処する。

2 国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が選挙人に対し、その投票しようとした又は投票した被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）の表示を求めたときは、6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

(投票の秘密侵害罪)

第227条 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人（第48条第2項の規定により投票を補助すべき者及び第49条第3項の規定により投票に関する記載をすべき者を含む。以下同じ。）又は監視者が選挙人の投票した被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）を表示したときは、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

(投票干渉罪)

第228条 投票所（共通投票所及び期日前投票所を含む。次条及び第232条において同じ。）又は開票所において正当な理由がなくて選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）を認知する方法を行つた者は、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

2 法令の規定によらないで投票箱を開き、又は投票箱の投票を取り出した者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

第237条 選挙人でない者が投票をしたときは、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

2 氏名を詐称しその他詐偽の方法をもつて投票し又は投票しようとした者は、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

3 投票を偽造し又はその数を増減した者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

4 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人又は監視者が前項の罪を犯したときは、5年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

(立会人の義務を怠る罪)

第238条 立会人が正当な理由がなくてこの法律に規定する義務を欠くときは、20万円以下の罰金に処する。

別記様式1

依頼書

私は、令和8年3月8日執行の 石川県知事選挙 の投票を当何施設で行いたいので、投票用紙及び投票用封筒の交付について請求してくださいよう依頼します。

令和8年 月 日

選挙人

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日 生

何々（指定病院等）長 殿

※氏名は、必ず本人が自書すること。

別記様式2

不 在 者 投 票 事 務 处 理 簿

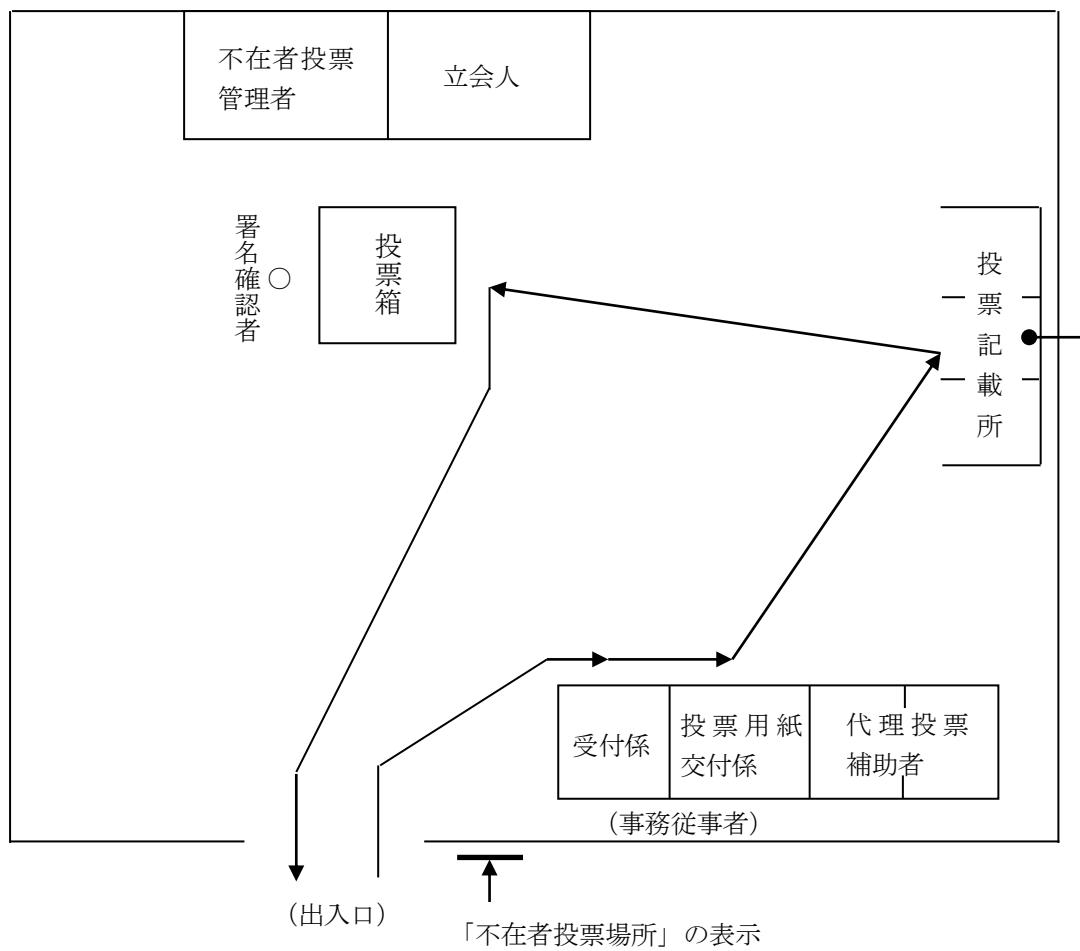
整理番号	住 所	氏 名	生年月日	請求の依頼		請求・交付・投票等				備考 代理投票、その他必要事項を記載すること
				依頼年月日	依頼印	請求年月日	交付年月日	投票年月日	送致年月日	

備考1 「請求の依頼」欄中「依頼印」欄は、別記様式1を徴した場合は省略する。

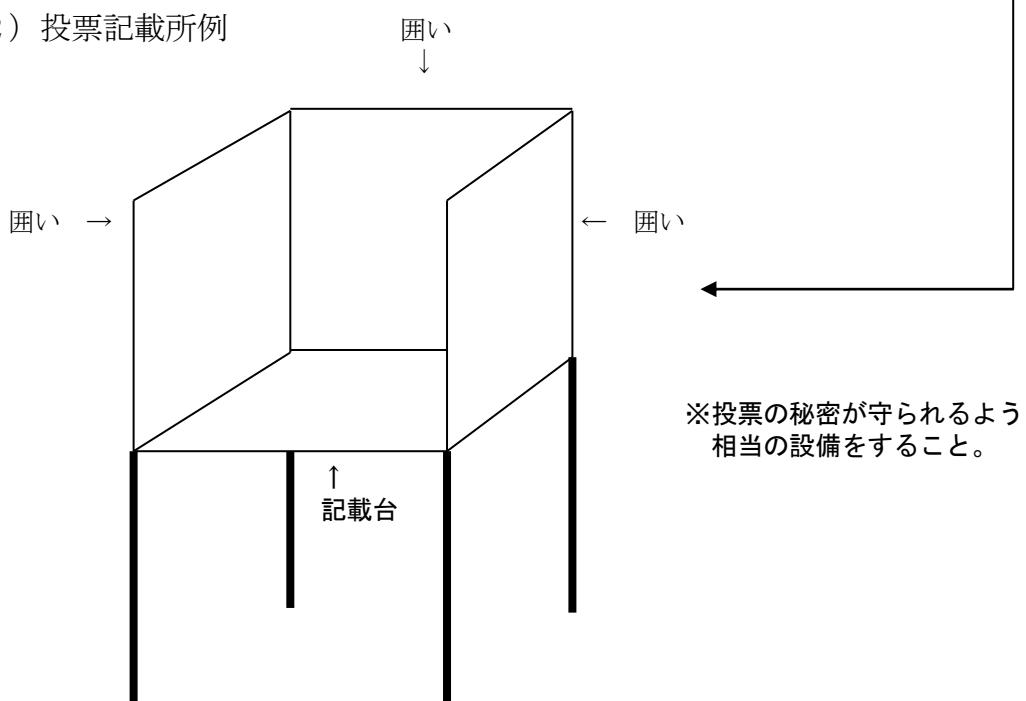
- 2 選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町ごとに作成すること。
- 3 不在者投票を送致する際、併せてこの処理簿の写しを関係する市町の選挙管理委員会に送付すること。

別記様式3

(その1) 投票記載場所設備例



(その2) 投票記載所例



別記様式4 宣誓書（請求書）の様式

宣 誓 書 (請 求 書)

私は、石川県知事選挙の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。（併せて投票用紙等を請求します。）

令和8年 月 日

〔請求者〕

ふりがな 氏 名		生年月日	明治・大正 昭和・平成
		電話番号	
現 住 所			
選挙人名簿に記載 されている住所	(現住所と異なる場合のみ記載すること。)		

選挙管理委員会委員長 殿

〔事務処理欄〕（この欄には、記入しないでください。）

受付年月日	受付番号	投票区	整理番号	備 考	投票用紙 交付者印
令和8年 月 日					

別記様式5 請求書の様式

請 求 書

(不在者投票予定月日 月 日)

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	生年月日	備考
		明治・昭和 大正・平成 年 月 日	
		明治・昭和 大正・平成 年 月 日	
		明治・昭和 大正・平成 年 月 日	
		明治・昭和 大正・平成 年 月 日	
		明治・昭和 大正・平成 年 月 日	
		明治・昭和 大正・平成 年 月 日	
		明治・昭和 大正・平成 年 月 日	
		明治・昭和 大正・平成 年 月 日	
		明治・昭和 大正・平成 年 月 日	

上記の選挙人は、令和8年3月8日執行の 石川県知事選挙 の当日、当 にあるため、当 に
 において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項（第51条第2項において準用する第50条第4項）の規定による依頼があったので、上記の選挙人に
 代わって投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び投票用封筒の交付を請求します。

令和8年 月 日

住 所

船舶その他施設の名称
不在者投票管理者氏名

選挙管理委員会委員長 殿

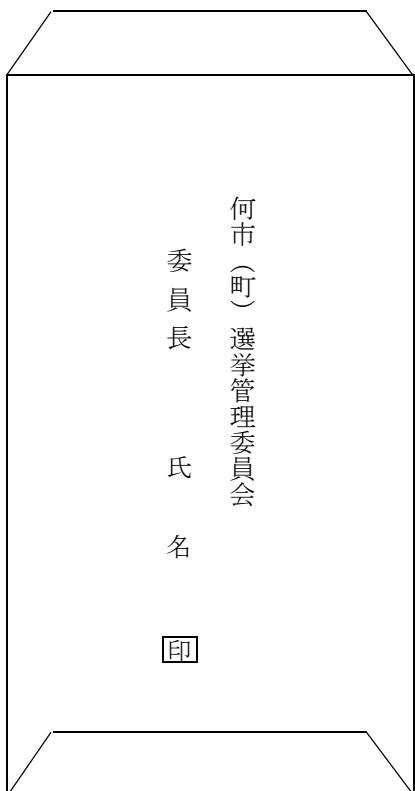
備 考 選挙人から公職選挙法施行令第50条第3項の申立ての依頼があった場合は、「備考」欄に「点字」と記載すること。

別記様式6 不在者投票証明書の様式

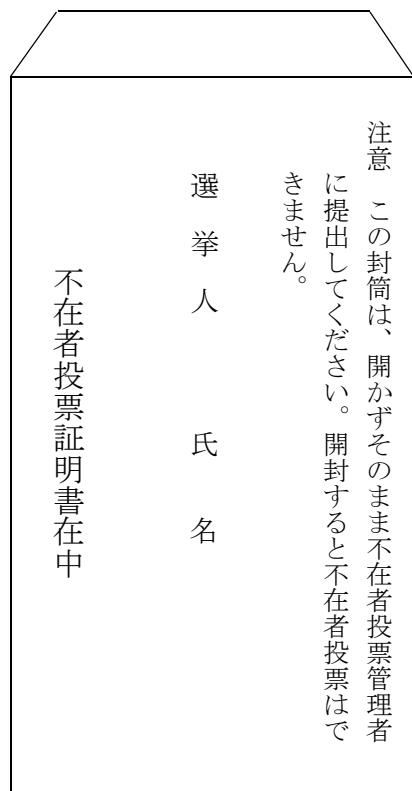
不在者投票証明書							
選挙人の氏名							
選挙人の生年月日	何年何月何日生						
投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設の名称	何	都道府県	何	市区町村	何	区町村	何番地 病院
その他の事項							
選挙	令和8年3月8日執行		石川県知事選挙				
上記のとおり証明する。							
令和8年 月 日							
何市(町)選挙管理委員会委員長 氏名 印							

別記様式7 不在者投票証明書用封筒の様式

(裏面)



(表面)



別記様式8 船員に交付されている選挙人名簿登録証明書の様式

選挙人名簿登録証明書

選挙人名簿に記載
されている住所

氏 名

上記の者は、選挙人名簿に登録されていることを証明する。

何年何月何日交付

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）

選挙管理委員会委員長 氏 名 印

選挙	選期	選 挙 日	令第53条又は第 54条の規定による 投票用紙の交付	令第59条の6の規定による 投票送信用紙の交付		不在者投票 用紙の返還	投票送信 用紙の返還	通常の 投 票
				船長に対する 交 付	船員に対する 交 付			
何選挙	何年 何月何日	何県何郡(市) (区)何町(村) 交付	何県何郡(市) (区)何町(村) 交付	交付	受領	受領	選挙管理 委員会 委員長印	交付

備考 この証明書の有効期間は、交付の日から7年とする。

別記様式9 投票用封筒の様式

(外封筒)

(裏面)

交付市町名 〔 交付年月日 船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名	立会人 氏 名 〔 何都(何道府県) 何郡(市)(区) 何町(村)	投票年月日 令和八年何月何日 投票場所 何の場所	不在者投票管理者 都(何道府県) 何郡(市)(区) 何町(村) 選挙管理委員会委員長(何々船長)(何々病院長) (何々老人ホームの長)(何々国立保養所長)(何々身体障害者支援施設の長)(何々保護施設の長) (何々労災リハビリテーション作業所の長)(何々刑務所長・警察署長・少年院長・少年鑑別所長)
--	---	-----------------------------------	---

立会人が署名する。

※ゴム印等使用不可

(表面)

石川県議会議員補欠選挙 不 在 者 投 票 (外 封 筒)	
委員会 選挙管理 石川県	
投票者 〔 (氏名)	注意 投票者欄の氏名は、必ず 自分で書いてください。
(参考) 投票区 選挙人名簿 整理番号	

選挙人が自書する。
点字での署名は、投票用内封筒を入れる前に行う。

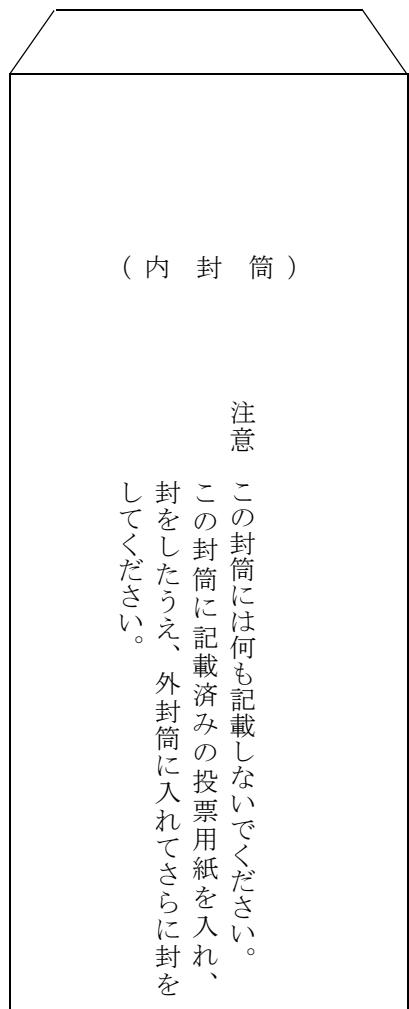
病院長、老人ホーム等の長が

記名、記入する。

※ゴム印等使用可

別記様式9 投票用封筒の様式

(内封筒)



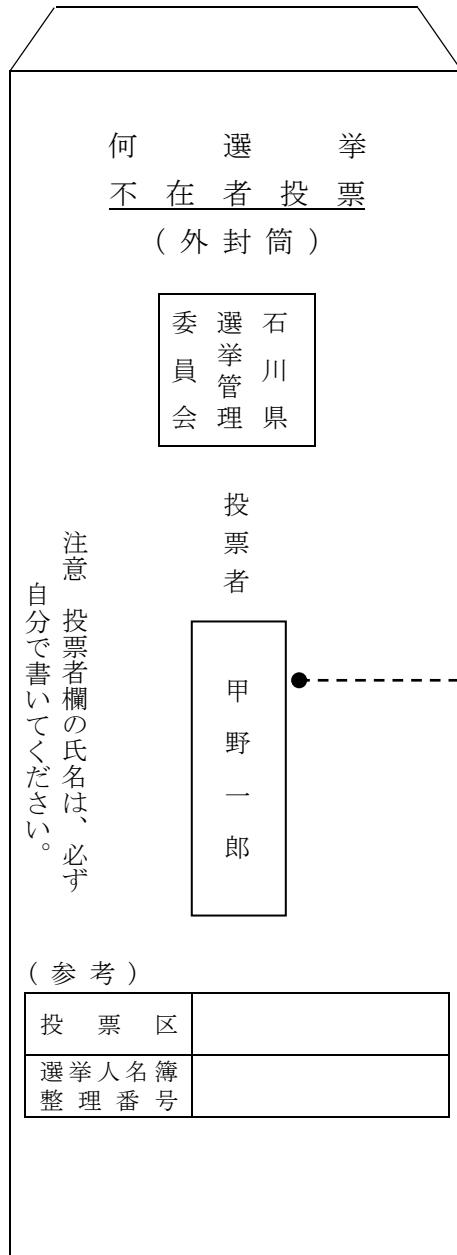
(注) 裏面は空白である。

(投票用封筒記載例)

①通常の不在者投票の記載例

(表面)

(表面)



選挙人が自書する。
投票用内封筒を入れる前に行う。

別記様式9 投票用封筒の様式

(投票用封筒記載例)

②不在者投票の代理投票の記載例

(表面)

何 選 挙 不 在 者 投 票	
(外封筒)	
委員会選挙管理委員会	
投票者	甲野一郎
注意 投票者欄の氏名は、必ず自分で書いてください。	
(参考)	
投票区	
選挙人名簿整理番号	

③不在者投票の代理投票の仮投票の記載例

(表面)

何 選 挙 不 在 者 投 票	
(外封筒)	
委員会選挙管理委員会	
投票者	甲野一郎
代理記載人	乙山次郎
注意 投票者欄の氏名は、必ず自分で書いてください。	
(参考)	
投票区	
選挙人名簿整理番号	

代理記載人が選挙人の氏名を記載する。
(代理記載人の氏名ではない。)

代理記載人が自書する。
(「投票者」欄にから
ないよう注意するこ
と。)

代理記載人が選挙人の氏名を記載する。
(代理記載人の氏名ではない。)

別記様式9 投票用封筒の様式

(投票用封筒記載例)

④通常の場合

(裏面)

投票年月日	令和八年何月何日	投票場所
交付市町名	C市	
不在者投票管理者	B県立病院長	
立会人	乙野太郎	記名する。(ゴム印可)
不在者投票管理者	令和八年何月何日	
立会人	丙川三郎	自書する。(ゴム印不可)
投票場所	B県立病院会議室	
投票年月日	令和八年何月何日	
交付年月日		
船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名	石川県甲郡甲町	

記名する。(ゴム印可)
自書する。(ゴム印不可)

⑤船員の場合の特例

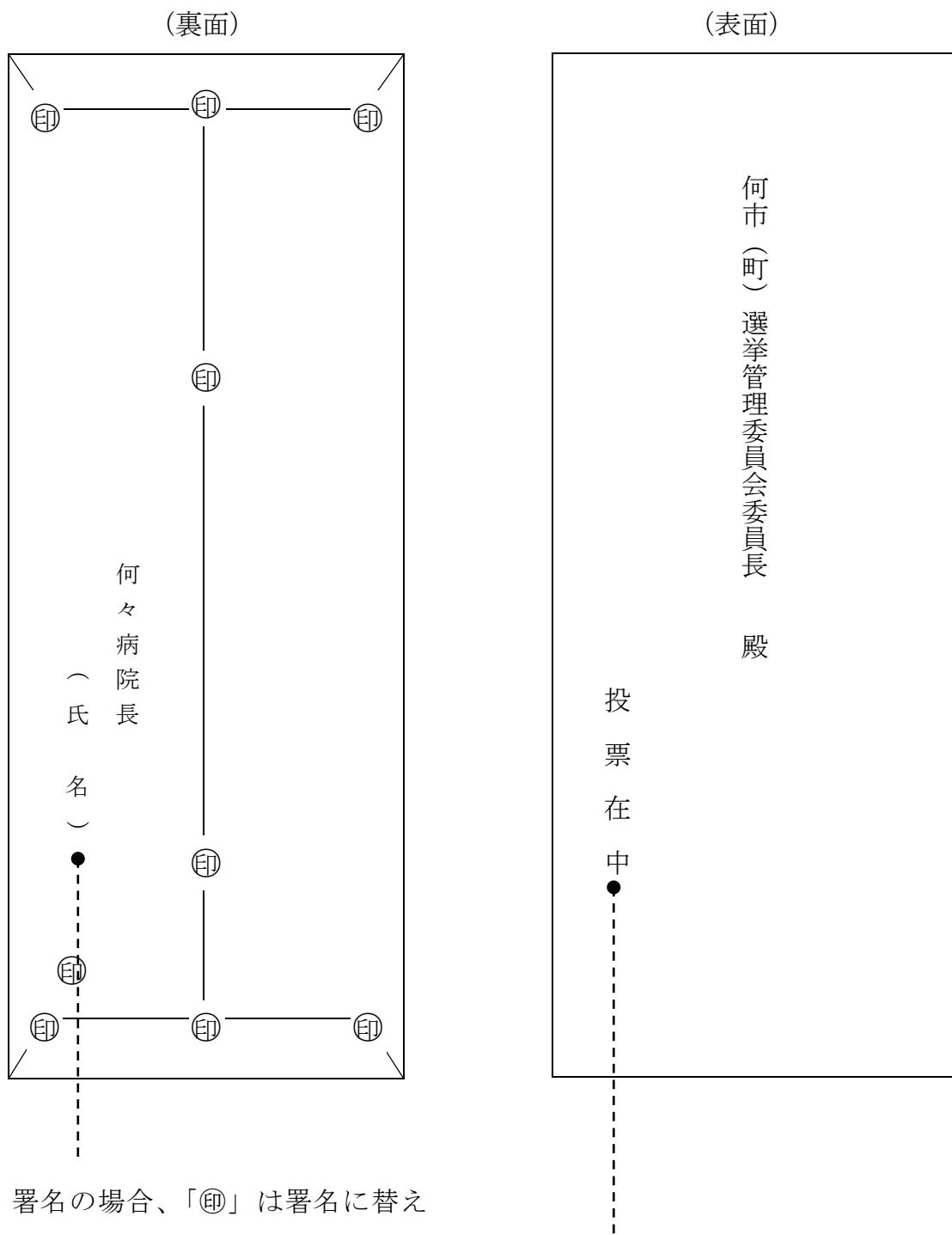
(裏面)

投票年月日	令和八年何月何日	投票場所
交付市町名	C市	
不在者投票管理者	B県立病院長	
立会人	乙野太郎	記名する。(ゴム印可)
不在者投票管理者	令和八年何月何日	
立会人	丙川三郎	自書する。(ゴム印不可)
投票場所	B県立病院会議室	
投票年月日	令和八年何月何日	
交付年月日		
船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名	石川県甲郡甲町	

総務省令指定市町村の
委員長(指定港の委員
長)が船員の請求によ
り交付するときに記入
する。

(注) 不在者投票管理者(病院長、刑事施設等の長)が船員に代わって指定市(C市)の委員長から投票用紙(船員不在者投票用紙)及び投票用封筒の交付を受け、その不在者投票管理者の下で船員が投票した場合の記載例

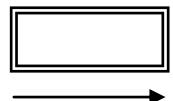
別記様式 10 送致（郵送）用封筒の記載要領

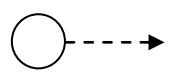


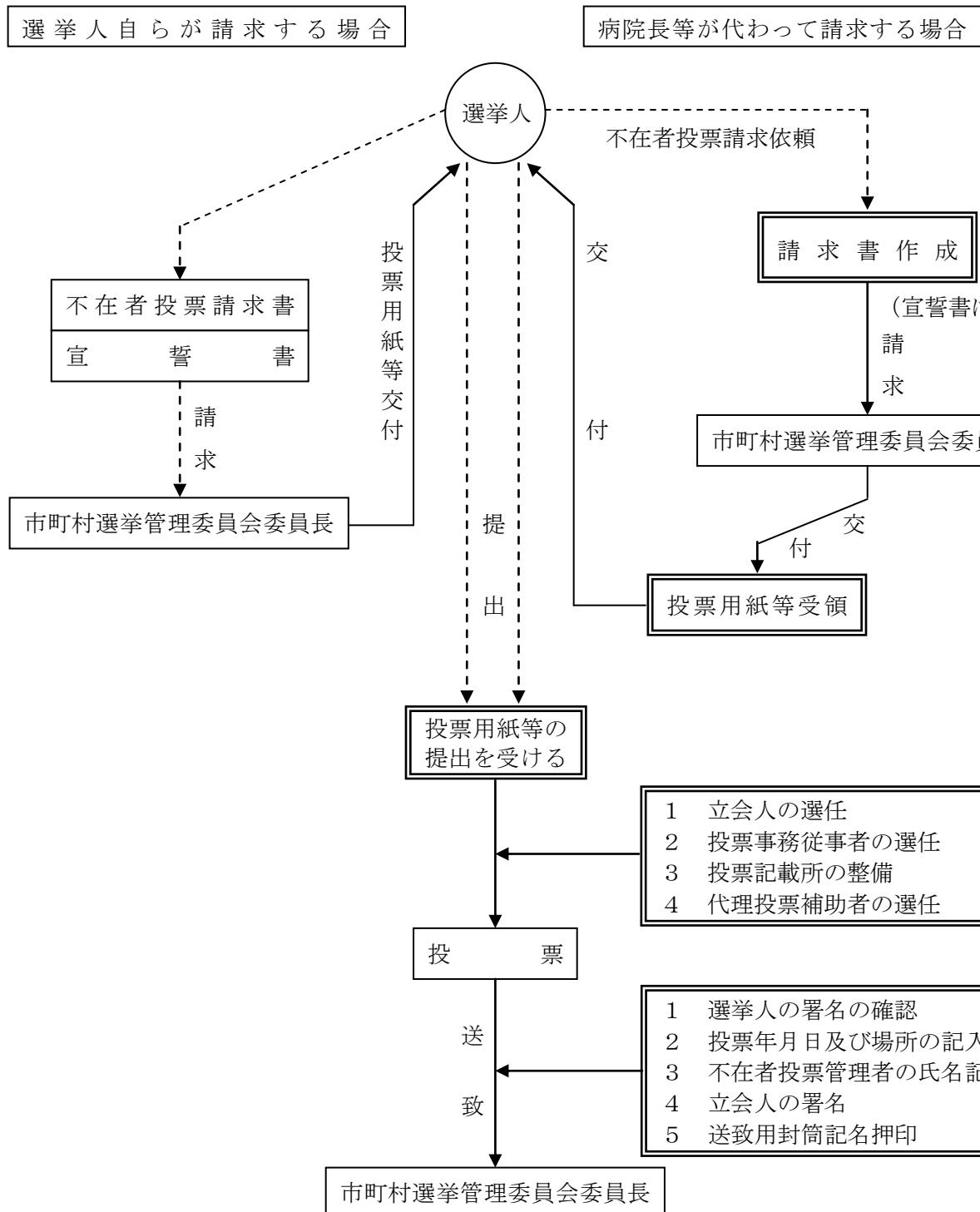
署名の場合、「印」は署名に替えることもできる。（ゴム印不可）

朱書する。

不在者投票の手続の概略

 病院長等が取り扱う事務及びその経路を示す。

 選挙人が行う手続及びその経路を示す。



市町選挙管理委員会 連絡先一覧

市町名	郵便番号	住 所	電話 番 号	F A X 番 号
金 沢 市	920-8577	金沢市広坂 1-1-1	076-220-2077	076-260-5254
七 尾 市	926-8611	七尾市袖ヶ江町イ-25	0767-53-1111	0767-52-0374
小 松 市	923-8650	小松市小馬出町 91	0761-24-8151	0761-21-3791
輪 島 市	928-8525	輪島市二ツ屋町 2-29	0768-23-1195	0768-22-9220
珠 洲 市	927-1295	珠洲市上戸町北方 1-6-2	0768-82-7711	0768-82-5685
加 賀 市	922-8622	加賀市大聖寺南町ニ 41	0761-72-7801	0761-72-4640
羽 昨 市	925-8501	羽咋市旭町ア 200	0767-22-7191	0767-22-9971
か ほ く 市	929-1195	かほく市宇野気ニ 81	076-283-1111	076-283-4644
白 山 市	924-8688	白山市倉光 2-1	076-274-9581	076-274-4991
能 美 市	923-1297	能美市来丸町 1110	0761-58-2200	0761-58-2290
野 々 市 市	921-8510	野々市市三納 1-1	076-227-6026	076-227-6255
川 北 町	923-1295	能美郡川北町字壹ツ屋 174	076-277-1111	076-277-1748
津 幡 町	929-0393	河北郡津幡町字加賀爪ニ3	076-288-2120	076-288-6358
内 灘 町	920-0292	河北郡内灘町字大学 1-2-1	076-286-1111	076-286-0617
志 賀 町	925-0198	羽咋郡志賀町末吉千古 1-1	0767-32-1111	0767-32-3933
宝達志水町	929-1492	羽咋郡宝達志水町子浦ヲ 18-1	0767-29-8210	0767-29-4623
中 能 登 町	929-1792	鹿島郡中能登町末坂 9-46	0767-74-1234	0767-74-1300
穴 水 町	927-8601	鳳珠郡穴水町字川島ヲ 174	0768-52-0300	0768-52-1196
能 登 町	927-0492	鳳珠郡能登町字宇出津ト字 50-1	0768-62-1000	0768-62-4506

石 川 県	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1282	076-225-1287
-------	----------	----------	--------------	--------------

不在者投票事務チェックリスト

1 投票用紙の請求について

項 目	チェック欄
① 選挙人ご本人の意思をしっかりと確認しましたか？	
② 選挙人ご本人が書かれた依頼書を徴しましたか？（自署できない場合は、不在者投票事務処理簿に依頼印を頂きましたか？）	
③ 選挙人ご本人からの依頼がないまま、投票用紙を請求されていませんか？	

2 投票記載場所について

項 目	チェック欄
① 投票記載場所は、パーティションで区切るなど、投票の記載内容が周りから見えなくなっていますか？	
② 不在者投票管理者と立会人から、投票記載場所全体が見渡せますか？	
③ 候補者の名前などが入ったポスターや選挙公報などが掲示され又は置いてありませんか？	
④ テレビやラジオがついたままになっていますか？	
⑤ 外から投票記載場所が見通せないようにしてありますか？	

3 投票記載場所で投票するとき

項 目	チェック欄
① 選挙人の方は、外封筒の表面にご自分で署名されましたか？（代理投票の方を除く）	
② 不在者投票管理者は、外封筒の裏面に、投票年月日と投票場所を記入しましたか？	
③ 立会人は、外封筒の裏面に署名されましたか？	

4 ベッドの上で投票するとき

項 目	チェック欄
① 歩行が困難な方に限って実施していますか？	
② 立会人は立ち会っていますか？	
③ 同部屋の方や施設の職員から、投票の記載内容が見えないように工夫していますか？	
④ 部屋の中に、候補者の名前などが入ったポスターなどが貼ってありませんか？	

5 代理投票をするとき

項目	チェック欄
① 代理投票事由（心身の故障その他の事由により自書できないこと）に該当されますか？	
② 選挙人ご本人から代理投票の申請がありましたか？	
③ 不在者投票管理者は、立会人の意見を聞いて、代理投票を決定されましたか？	
④ 不在者投票管理者や代理投票補助者が、立会人を兼ねていませんか？	
⑤ 代理投票補助者は2名いますか？	
⑥ 代理投票補助者のうち1名が立会い、他の1名が投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名等を投票用紙に記入し、内封筒・外封筒に封入し、外封筒の表面に選挙人の氏名を記入しましたか？	
⑦ 不在者投票管理者は、外封筒の裏面に、投票年月日及び投票場所を記入しましたか？	
⑧ 立会人は、外封筒の裏面に署名しましたか？	

6 不在者投票事務を行う方々について

項目	チェック欄
① 不在者投票管理者が、代理投票の補助者になっていませんか？	
② 立会人が、不在者投票管理者や事務従事者、代理投票の補助者になっていませんか？	
③ 立会人は、投票の最初から最後まで立ち会っていますか？	
④ 外封筒に選挙人の署名があるか確認しましたか？	
⑤ 外封筒に選挙人の署名が漏れていたとき、選挙人本人に署名し直させていますか？	
⑥ 施設の長は、入所者に対し、その地位を利用した選挙運動を行っていませんか？	
⑦ 施設内（ロビーなど）に候補者のポスターなどが貼ってありませんか？	

このチェックリストにある項目以外にも、不在者投票事務を行うにあたっては、注意すべき点があります。事務取扱要領を良くお読みのうえ、不明な点などがございましたら、県または市町の選挙管理委員会にご確認ください。

不 在 者 投 票 に 関 す る 報 告 書

令和 年 月 日

石川県選挙管理委員会委員長 殿

令和8年3月8日執行の石川県知事選挙にかかる不在者投票をした選挙人数を下記のとおり報告する。

(整理番号) N○.

法人の名称		
施設の名称		
施設の所在地	〒	
不在者投票管理者	職 (病院長等)	氏名
事務担当者	電話番号	氏名

※印は施設印ではなく、不在者投票管理者（病院長等）の公印又は私印を使用してください。（シャチハタ不可）

[口座振替先]

金融機関名	本・支店名	預金種目	口座番号
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店	1. 普通 2. 当座	
口 座 名 義 人			
ふりがな			
氏名			

[不在者投票者数]

投 票 を し た 選 挙 人 数	人
-------------------	---

※1 実際に投票を行った人数を記入してください。（投票用紙の請求を行ったが、投票をしなかった者は除く。）

※2 投票者数に1,236円を乗じた金額を後日、指定口座に振り込みます。

[外部立会人の選定]

外部立会人 の選定	1. 選定した。	謝金の支払	1. 支払った【様式⑧】を添付】
			2. 支払わなかった（市町職員等）
2. 選定しなかった。			

[市町別内訳表]

(単位：人)

市 名	投票を行った選挙人数	町 名	投票を行った選挙人数
金 沢 市		川 北 町	
七 尾 市		津 幡 町	
小 松 市		内 瀉 町	
輪 島 市		志 賀 町	
珠 洲 市		宝 達 志 水 町	
加 賀 市		中 能 登 町	
羽 昨 市		穴 水 町	
か ほ く 市		能 登 町	
白 山 市			
能 美 市			
野 々 市 市			
市 計		町 計	
県 計			

本様式に記入又は本様式に準じて作成のうえ、不在者投票に関する報告書と併せて提出してください。

市町選挙管理委員会が選定した不在者投票立会人に関する報告書

令和 年 月 日

石川県選挙管理委員会委員長 殿

令和8年3月8日執行の石川県知事選挙にかかる不在者投票立ち会いの実績について下記のとおり報告する。

(整理番号) №.

法人の名称		
施設の名称		
施設の所在地	〒	
不在者投票管理者	職（病院長等）	氏名
事務担当者	電話番号	氏名

※印は施設印ではなく、不在者投票管理者（病院長等）の公印又は私印を使用してください。（シャチハタ不可）

[口座振替先]

金融機関名	本・支店名	預金種目	口座番号
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店	1. 普通 2. 当座	
口 座 名 義 人			
ふりがな			
氏名			

[不在者投票立会の実績]

立会人氏名		
立会日時	令和 年 月 日	
立会時間	午前・午後 時 分	～ 午前・午後 時 分
うち休憩時間		
当該立会人が立ち会った不在者投票者の総数	人	
当該立会人に支払った謝金及び旅費の額	円	

- (注) 1 謝金等を支払った場合のみ、不在者投票に関する報告書と併せて報告願います。
2 立会人に係る市町選挙管理委員会の選定通知の写し及び謝金等の領収書の写しを添付してください。
3 本様式は、立会日・立会人毎に作成してください。